

令和7年第11回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和7年11月18日(火) 午前9時～9時25分
- 2 開催場所 黒石市産業会館 4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	9番 工 藤 勝 彦
	10番	工 藤 元 伸	13番 佐 藤 国 雄
- 4 欠席委員 (1人)

	8番	木 村 功	
--	----	-------	--
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	盛 晋	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・六郷地区	村 上 誠		
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・黒石地区	高 木 一 弥
-------	---------
- 7 付議案件

報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第24号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第25号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見の回答について
議案第43号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第44号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
議案第45号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 8 事務局職員

事務局長	佐 藤 久 貴
事務局長補佐	村 上 大 樹
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻となりましたので、会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和7年第11回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、3番加藤浩揮委員、4番佐藤陽介委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第23号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和7年10月受理分は、相続が2件、総面積5,024㎡、田が3筆4,571㎡、平畑が1筆453㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第24号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号31番は、相野の田、外2筆合計5,822㎡を賃貸人の都合に

		より、令和7年10月21日に合意解約したものです。 受付番号32番は、大字株梗木字中渡の田、1, 737㎡を賃借人の都合により、令和7年10月30日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、次に報告第25号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の回答について」を事務局から報告お願いします。
工 藤 主 事		報告第25号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から意見を求められたため、別紙のとおり回答したので報告するものです。 内容について、別紙で説明いたします。 6ページをご覧ください。 受付番号1番は、農振農用地区域からの除外です。 農地の所在は、大字浅瀬石字山辺、登記地目は畑、現況は畑であり、面積は3,969㎡です。 令和6年11月19日の第11回総会にて、議案第45号で審議済みであります。利用計画の変更があったため、改めて黒石市長より意見を求められたものです。 変更内容は、木材置場から製材場への転用となります。 変更後の利用計画においても、周辺の農地の営農に支障がなく、農地転用許可見込みがあることから、令和7年10月28日付けで黒石市長へ農振農用地区域から除外することに問題ない旨を報告しております。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第43号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 澤 主 事		議案第43号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が3件、所有権移転が5件です。 8ページをご覧ください。 (1) 賃借権設定です。 受付番号54番は、大字浅瀬石字扇田の田、1,855㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号55番は、馬場尻西の田、外2筆合計3,411㎡を経営規模拡

	大のため、5年間貸借するものです。 受付番号56番は、大字黒石字弥九郎の田、2,994㎡を契約期間更新のため、10年間貸借するものです。農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。 9ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号76番は、大字上十川字山元の樹園地、外1筆合計2,581㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号77番は、飛内北の田、外6筆合計5,453.65㎡を妻から夫への贈与により取得するものです。 10ページに移ります。 受付番号78番は、大字高館字丙高原の田、外1筆合計5,246㎡を贈与により取得するものです。 受付番号79番は、大字牡丹平字福民北の畑、212㎡を新規農家のため、贈与により取得するものです。後ほど聞き取り調査した委員より報告があります。 受付番号80番は、相野の田、外7筆合計9,301㎡を養母から養子への生前一括贈与により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった、1番種市美夏委員に報告をお願いします。
種市美夏委員	今回申請があった農地について、去る11月7日、佐藤国雄委員、盛晋推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに、現地調査した結果を報告します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号54番は、現況は田で、権利取得後はビニールハウスによるミニトマトの栽培が行われます。 受付番号55番、56番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (2) 所有権移転です。 受付番号76番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号77番は、現況は田、畑で、権利取得後は水稻とやさいの栽培が行われます。 受付番号78番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号79番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。譲受人は、隣接する宅地とともに申請地を取得し、自家消費用

		のやさいを栽培するとのことです。農業機械等は、肩掛式草刈機等を知人から借受するとのことです。栽培技術等は、実家で10年程、家庭菜園の手伝いをしてきた経験を活かして、ピーマンやトマトを栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断し、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号80番は、現況は田、畑で、権利取得後は水稻とやさいの栽培が行われます。 今回申請があった8件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長		ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第43号は原案のとおり決定いたします。 次の議案第44号につきましては、5番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員退席) それでは、議案第44号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第44号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙13ページから説明します。 今回の申請は、農地中間管理事業による使用貸借権設定が3件、賃借権設定が2件です。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号2番は、大字浅瀬石字川原田の田、外1筆合計3,924㎡を10年間での再設定です。 受付番号3番は、大字浅瀬石字川原田の田、453㎡を10年間での再設定です。 受付番号4番は、大字浅瀬石字川原田の田、4,975㎡を10年間での再設定です。 14ページへ移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号36番は、飛内北の田、外3筆合計5,149㎡を10年間10a当たり15,000円での新規設定です。

		受付番号37番は、馬場尻西の田、外1筆合計9, 326㎡を5年間10a当たり15, 000円での新規設定です。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第44号は、原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員指定席に着く) それでは、議案第45号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第45号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 16ページをご覧ください。 受付番号2番は、農振農用地区域からの除外です。 農地の所在は、末広、登記地目は田、現況は畑であり、面積は2, 010㎡のうち472㎡です。 場所は17ページ、図面番号は1、黒石小学校より東へ約273mに位置しており、北側は田、西側は田、東側は畑、南側は公衆用道路となっています。 農地区分が第1種農地に該当しておりますが、集落にも接続しており、周辺の農地の営農に支障がなく、農地転用許可見込みがあることから、農振農用地区域から除外することに問題はないと考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第45号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和7年第11回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

黒石市農業委員会会議規則第25条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年11月18日

議

長

木立康行

議事録署名者

北藤浩輝

議事録署名者

佐藤陽介